

学校業務改善ワーキンググループにおける 学校現場の負担軽減に向けた取組み状況の共有について

教職員給与・厚生担当

1 これまでの経緯について

平成 26 年 6 月に「学校業務改善ワーキンググループ」を設置し、令和元年度には 12 月の教育委員会会議において「学校園における働き方改革推進プラン」を策定しました。そのプランに基づき、学校現場の負担軽減に向けて、校務支援 I C T の利活用の促進や効率的な校務運営・人員マネジメントのあり方等の様々な取組みを進めています。

現在、専門スタッフの強化・充実の取組みとして「スクールサポートスタッフの配置」や「大阪市版スクールロイヤーの派遣」を、事務負担の軽減の取組みとして「学校への調査照会文書等の削減」を、学校園における取組みとして「夏季休業中の学校閉庁日の設定」を、施策・事業の設計の取組みとして「校務支援 I C T 利活用の促進」等の観点から課題解決に向け、「学校業務改善ワーキンググループ」において、適宜取組状況の共有を図りながら各種取組を進めているところです。

2 これまでの学校園の負担軽減にかかる主な取組み

(1) 専門スタッフの強化・充実等

① スクールサポートスタッフ配置事業

- ・教員の負担軽減対策として、授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフを小中学校に配置し、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。
- ・令和 2 年度は 138 名を配置し、「学びの保障」として国の補正予算を活用し 279 名配置を予定しています。

② 大阪市版スクールロイヤー事業

- ・児童生徒のいじめ・不登校・問題行動や保護者対応等に関し、弁護士による法律相談や、直接対応、研修等を実施することで、トラブルの未然防止と早期解決を図ります。
- ・令和 2 年度から、よくある学校からの質問や事例への対応についてまとめた Q&A 集を作成し、周知するとともに、トラブルの未然防止や保護者対応の研修に講師としてスクールロイヤーを派遣しています。

③ 学校現場の負担軽減と校長のマネジメントの確立

- ・校長・教頭を補佐する体制を構築し、副校長、教頭補佐（首席）、教頭補助員を配置し、負担の軽減を図っています。
- ・令和 2 年度については、副校長及び教頭補佐については令和元年度と同数を継続配置し、教頭補助員については令和元年度の 67 校から 72 校へ配置を拡充することとして

います。

④ 部活動指導員の配置

- ・中学校における部活動の振興・充実と教員の過重負担の解消を図るため、部活動指導員の配置を行っています。
- ・令和元年度からは、事業内容を「部活動指導員方式」に一本化するとともに、配置人数を平成30年度の80人から180人に拡充して取り組み、令和2年度については、配置人数を令和元年度の180人から280人に拡充し、更なる教員の長時間勤務の解消に取り組んでいきます。

(2) 事務負担の軽減

① 学校への調査照会文書等の削減

- ・教育委員会事務局が行う独自の調査・照会文書に重点を置き、削減に向けての取組を行っており、令和元年度の市教委独自の調査・照会文書発送件数については403件と、平成30年度の455件から52件の削減となっています。

② 校園長印の削減

- ・学校からの報告書等のうち軽易なものについては原則として不要とし、令和2年8月までに、219件あった文書を84件にし、135件の削減となっています。

③ 周知文書の配布

- ・本市や各種団体等からのチラシなどの周知文書への対応にかかる負担軽減として、令和2年10月に「教育委員会所管の学校園における周知文書の配布関する要綱」を定め、ルール化を図ったところです。

(3) 学校園の取組

① 夏季休業中の学校閉庁日の設定

- ・教職員の健康の保持、増進と心身の休養を図るため、毎年8月15日前後の3日間程度を学校閉庁日に設定し、夏季特別休暇や年次休暇、休日の振替等の取得を促進する旨、各校園長に通知しています。
- ・令和元年度からは、夏季休業中において4日以上の設定に加え、冬季休業期中及び春季休業中においても、学校閉庁日の設定をできることとしています。

② 小学校・中学校への音声応答装置の導入

- ・業務時間外の電話対応について、平成30年5月から音声ガイダンスによる対応を実施しています。ガイダンスの設定時間は、小学校では平日の午後6時から午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日、中学校では、平日の午後6時30分から午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日、としています。

(4) 施策・事業の設計

① 校務支援 I C T の利活用

- ・令和2年度は、学校園での L A N 環境の強化を令和元年度2学期までに全校で完了しており、一人一台の学習者用端末や全教室の無線アクセスポイントの整備を令和2年度中に実施することから、更なる活用を見込んでいます。
- ・また、校務支援システムのグループウェア機能についても教職員利用者ログを用いて前年度との比較、分析を実施し、校務支援システムの利用の定着を図っていきます。

(5) 学校園における働き方改革推進プランの策定

- ・国の中央教育審議会においては、平成31年1月に学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）が取りまとめられたところです。
- ・また、本市においては、平成29年7月の総合教育会議の議論を踏まえ、教員の長時間勤務の解消に向けた調査を実施しました。
- ・これらから示された長時間勤務の要因及びその解消に向けた取組の方向性も踏まえ、勤務時間の上限に関する方針及びその達成目標並びに目標達成に向けた取組を示すため、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務を解消し、教員が子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間の確保に向けた取組みを進めています。

今後も、教育委員会と学校園で、「学校園における働き方改革推進プラン」に示した取組を着実に進め、教員の長時間勤務を解消することを通じて、教員の皆さんが子どもたちの前で健康で生き生きと働くことができ、子どもたち一人ひとりに向き合う時間を確保することができるようめざしていきます。